

千葉県の業務委託における総合評価方式（試行）に関するQ&A集【競争参加者向け】

（本Q&A集は今後、随時更新する予定です）

1. 全般

Q1 低入札価格調査制度の対象か。

（回答）

総合評価方式はすべての案件で低入札価格調査制度の対象となります。

Q2 ガイドライン P.9 の評価項目配点一覧表の「(オ)管理技術者」、「(カ)照査技術者」の細目「技術者資格(技術士、RCCM等)」について“等”とは。

（回答）

幅広く技術者の資格を評価する観点から、技術士等の等は、土木学会認定技術者(特別上級、上級)また、RCCM等の等は、国土交通省登録技術者資格や土木学会認定技術者(1級)の設定を想定しており、各資格の科目や分野については、公告文で明示する予定です。

Q3 ガイドライン P.9 の評価項目配点一覧表の「(オ)管理技術者」、「(カ)照査技術者」、「(キ)担当技術者」の細目「過去10年間の同種又は類似業務の実績」について、対象は。

（回答）

いずれも管理技術者として従事した業務の実績を評価の対象とします。

Q4 ガイドライン P.9 の評価項目配点一覧表の「(オ)管理技術者」、「(カ)照査技術者」の細目「継続教育(CPD)の取組状況」について、評価対象となる認定団体は。

（回答）

建設系CPD協議会の構成団体（(一社)建設コンサルタント協会、(公社)土木学会、(公社)日本技術士会等）が発行する学習履歴証明を以て評価します。

Q5 ガイドライン P.9 の評価項目配点一覧表の「(オ)管理技術者」及び「(カ)照査技術者」の細目「千葉県所掌の業務委託における過去2年度間の業務成績の評定点」について、過去2年度間の業務成績の評定点とは、業務評定、技術者評定のどちらか。

（回答）

いずれも管理技術者として従事した業務の業務評定を評価の対象とします。技術者評定（管理技術者、担当技術者、照査技術者）ではなく、業務評定となりますのでご注意ください。

Q6 ガイドライン P.9 の評価項目配点一覧表の対象区分に記載の国・県等とは。

(回答)

ガイドライン P.8 記載のとおり、**国等**とは「国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）」とします。また、準ずる機関とは、施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等もあります。具体的には、各発注機関の指示に従って下さい。

例：国立大学法人、国立病院機構、地方共同法人など公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事等の発注を行う法人であること。又、受注当時は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する機関であったが、その後、対象外の機関となった場合も対象となります。

県等とは「都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社」とします。例えば、区市町村（政令指定都市を除く）は含まれませんのでご注意ください。

Q7 ガイドライン P.23 の「11 その他 (1)評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）」に記載の『ただし、配置技術者の変更の際して、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。』について、“変更を認める場合”とは。

(回答)

配置技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者)の途中変更は死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を除き、認められていません。

“変更を認める場合”とは、「変更前後で配置技術者に係る評価点の合計点が減少しない者を配置する場合」をいいます。契約内容の担保となりますので、変更により評価点の減少となった場合、不履行となりますので、ご注意ください。

Q8 ガイドラインP.9の評価項目配点一覧表の(ア)企業の資格・実績の「2千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点」、(オ)管理技術者の「4千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)」及び(カ)照査技術者の「4千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての成績の平均点)」について、加算漏れがあった場合は。

(回答)

加算漏れがあった場合、申請点数より低い評価の場合は、評価を下げます。また、申請点数より高い評価の場合は申請点数を優先します。

【令和4年11月11日更新】

Q9 ガイドラインP.24の入札参加者の提出様式(参考)にある評価点算定資料一覧表(様式第1号_委託)について、未提出の場合、もしくは記入漏れがあった場合は。

(回答)

評価点算定資料一覧表(様式第1号_委託)が未提出の場合又は白紙で提出された場合、技術評価点が加点されません。

各項目で区分・申請点数の記入漏れがあった場合は、各様式の添付があっても加点されません。また、申請点数の記入があっても必要な様式の添付が無い場合は加点されません。

【令和4年11月11日更新】

2. その他留意事項

- ・公告文等に記載の「同種業務」、「類似業務」の定義は基本的に設計業務等共通仕様書の中で記載している各業務の『種類』の名称を準用しています。

(例1：護岸設計[出典：第2編 河川編より] 例2：道路設計[出典：第6編 道路編より])

- ・公告文「2 入札参加者に必要な資格に関する事項」における過去15年間の履行実績で、「〇〇、□□又は××の履行実績がある者」と記載されたものは、〇〇、□□、××のどれか一つにでも履行実績があれば履行実績があるとします。なお、記号には同種業務名等が入ります。